

令和3年度の桂川町の**予算**は、

79億7,366万円です

予算総額の内訳

対前年度比

一般会計	57億6,958万円	(2.8% 減)
特別会計	19億7,220万円	(3.7% 減)
住宅新築資金等貸付	205万円	(9.7% 減)
土地取得	1,052万円	(0.1% 減)
国民健康保険	17億4,606万円	(2.6% 減)
後期高齢者医療	2億1,357万円	(3.4% 増)
企業会計(水道)	2億3,189万円	(0.2% 減)
合計	79億7,366万円	(3.0% 減)

※各数値は万円未満四捨五入しているため、合計や割合が一致しない場合があります。



一般会計 歳入

町債

4億7,638万円 (8.2%)

県支出金

4億6,824万円 (8.1%)

国庫支出金

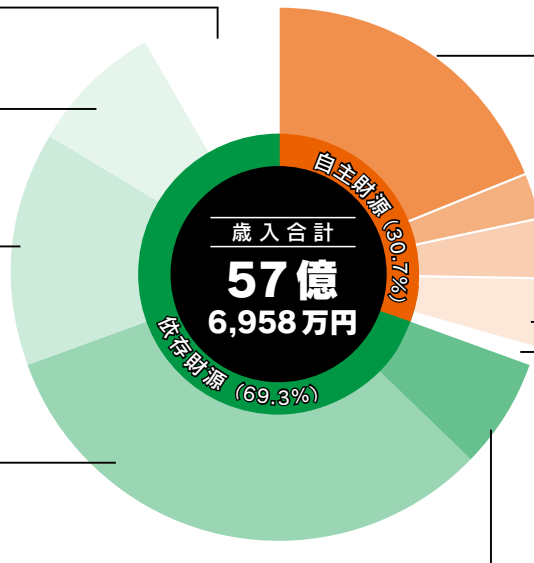
8億1,845万円 (14.2%)

地方交付税

18億4,979万円 (32.1%)

地方譲与税・交付金など

3億8,507万円 (6.7%)



町税

10億9,804万円 (19.0%)

(内訳) 町民税 4億6,322万円
 固定資産税 4億8,287万円
 軽自動車税 4,393万円
 町たばこ税 1億803万円

分担金・使用料など

1億5,842万円 (2.8%)

財産収入・諸収入・寄附金など

2億1,246万円 (3.7%)

繰入金

2億4,273万円 (4.2%)

繰越金

6,000万円 (1.0%)

用語の説明

◆ 一般会計

行政運営に必要な基本的予算。町民が納めた税金や地方交付税、国・県からの補助金などを財源とし、福祉や教育、道路整備などの経費にあてる。

◆ 特別会計・企業会計(水道事業)

一般会計とは別に構成。独立採算制を基本とし、特別会計としては、国民健康保険、後期高齢者医療などがある。また、企業会計には、水道事業がある。

◆ 歳入

○ 町税/町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税など。
 ○ 地方譲与税/地方税収入の一つ。国税として徴収され、そのまま地方公共団体に譲与。現在、自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税などがある。
 ○ 地方交付税/地方公共団体間の税源力不均衡を調整するため、一定の基準により、国がその使い道を限定せずに交付する税のこと。

○ 国庫・県支出金/国や県が使いみちを指定して地方公共団体に負担交付するもの。負担金・補助金・委託金など。
 ○ 町債/建設事業などの財源にあてるため借り入れる長期借入金。